

(様式第5号) (第13条関係)

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月11日

長野県上田養護学校長 鈴木 しのぶ

記

- 1 入 札 の 目 的 建設工事の請負契約
- 2 工 事 名 上田養護学校 管理棟、寄宿舍及び高等部棟等トイレ改修工事
- 3 工 事 箇 所 名 上田市岩下462-1
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という）第120条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が817点以下であること。
 - ウ 上田及び長野地域振興局管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - キ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- 5 工事完成期限 工事開始日から約30日間（令和6年3月22日まで）

6 前 金 払

原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

7 部 分 払

原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数
の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書、入札心得及び入札説明書を令和6年1月11日
（木）から令和6年1月23日（火）まで次の場所において縦覧に供します。

上田市岩下461-1
長野県上田養護学校事務室
電話 0268-35-2580

9 現 場 説 明 日 時

令和6年1月11日（木）から令和6年1月19日（金）までの午前10時から
午後3時までとする。ただし、あらかじめ発注者へ連絡し、発注者が指定した日時
に行う。

10 入 札 の 手 続 等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年1月26日（金） 午前10時00分

イ 場所 長野県上田養護学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札公告及び入札心得に定める必要事項について説
明した書類を、令和6年1月23日（火）午後5時までに提出してください。この場合
において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を
希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定

する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

11 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

13 債務負担行為 全部 無

14 契約書作成の要否 必要とします。

15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

16 その他

詳細は、入札心得による。

